

序章 策定の背景と位置づけ

序—1 背景と目的

広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、①広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南2丁目行きがありましたが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線は、利用者の減少によって平成21年2月末で休止となりました。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスの廃止により、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段がなくなり、主にこの路線沿いの地域は集落間が離れているため、目的地まで移動する交通手段の確保が最重要課題となりました。

真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実していますが、公共施設の多くが在来地域にあるため、そこまでのアクセス手段が課題となっていました。

こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成21年4月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始しました。当初は、前日までの予約が必要な「予約型乗合自動車」として運行していましたが、平成24年2月には「定時定路線運行」に変更しました。平成25年2月には運行ルート、ダイヤ、車両の見直しを行いました。その後も更なる利便性の向上を望む声が多く寄せられています。

また、路線バスについても、町内と大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成26年10月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持しています。

このような状況を踏まえ、公共交通におけるサービス水準の向上、広陵元気号の運賃有料化による町負担額の縮小と持続可能な公共交通の確保、路線バスとの連携による新公共交通システムの構築を本町における喫緊の課題と捉え、広陵町地域公共交通活性化協議会において、住民・行政・交通事業者・関係機関など地域が一体となって広陵町公共交通の礎となる「広陵町生活交通ネットワーク計画」を平成27年3月に策定しました。

一方、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）が平成26年11月20日に改正され、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と協力し、相互に密接な連携を図り、本町の公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定することができるようになりました。本町では、他の市町村同様、人口減少社会を迎えることは明らかであるため、交通弱者の移動手段の確保や、現役世代の定年で、バス利用者減少による路線バスの撤退等が予想され、今後の公共交通のあるべき姿を検討していく必要があります。あわせて、コンパクトシティといったまちづくりの観点や、観光政策といったことにも主眼を置き、あらゆる視点での公共交通政策が求められています。このため、鉄道、バス、タクシーの各公共交通が連携して公共交通の活性化に取り組むことが必要であると考え、法的な位置づけのある当該計画を策定することによって、公共交通政策として明確に位置づけ、推進していきます。

また、平成27年度には、地方創生に向けた取り組みとして「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で路線バスや広陵元気号による新たなバス交通体系の構築・充実を図ることとしています。このため、総合戦略に基づき、具体的な公共交通の取り組みを計画的に進める必要があります。

本計画は、広陵町生活交通ネットワーク計画をベースに、次の観点から活性化再生法に基づく「広陵町地域公共交通網形成計画」として策定するものです。

- ① 町内の公共交通の維持、活性化を図るため、公共交通ネットワーク、サービス水準、費用負担のあり方を再構築します。鉄道・路線バスについては運行サービスの維持を図るとともに、広陵元気号については、ネットワーク、サービス水準の充実を図りながら有料化への転換を検討し、新たな公共交通体系を構築します。
- ② 総合計画、都市計画マスタープラン、総合戦略などの上位関連計画に基づく本町のまちづくりを支援する観点から、公共交通施策を位置づけ、計画的に実施する事業を定めます。

なお、生活交通ネットワーク計画における基本姿勢に変化はありませんが、法律の趣旨に基づき、本町のまちづくりにとって公共交通が担う役割を明確にするとともに、町民にとって利便性の高い公共交通への再編を実現することを念頭に、計画の目標や事業評価・改善の仕組みを充実させています。

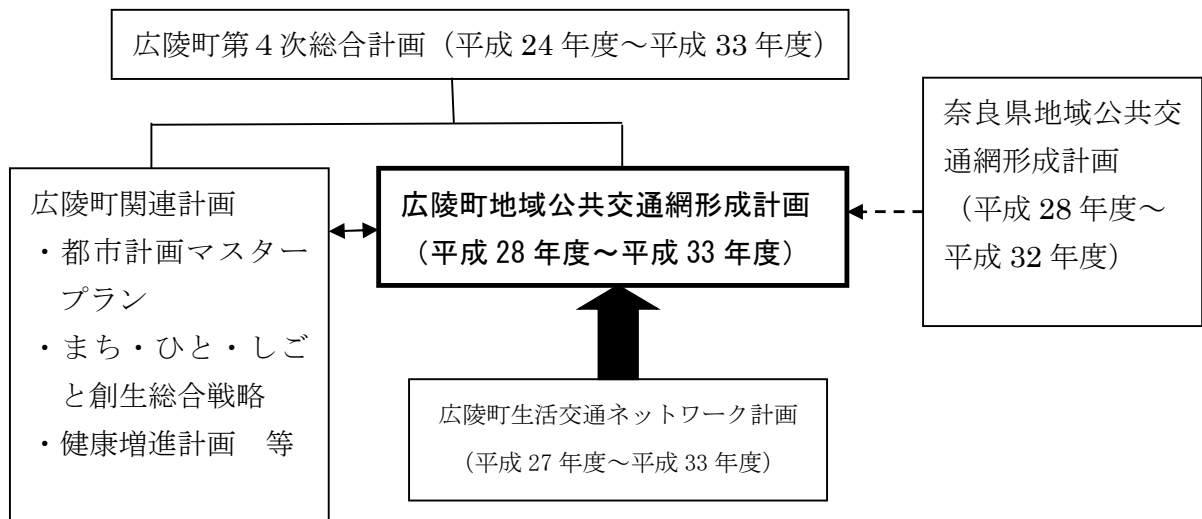
序—2 上位・関連計画における本計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「広陵町第4次総合計画」を上位計画として、「広陵町都市計画マスタープラン」「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「広陵町健康増進計画」などのまちづくり計画、他分野の計画との整合を図りながら策定します。

また、県全体で効果的、効率的な地域公共交通ネットワークを構築する観点から策定されている「奈良県地域公共交通網形成計画」とも整合を図るものとしています。

図. 本計画の位置づけ



※年度は、計画期間を示す。

※広陵町地域公共交通網形成計画は、広陵町生活交通ネットワーク計画をベースに、内容の拡充を行ったものです。

(2) 個別計画の概要

① 第4次総合計画

(計画期間 平成24年度から平成33年度)

ア 目指す将来像

「人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町」

イ 施策の方針

- 公共交通機関については、町内における交通手段の充実要望を踏まえ、路線バスや公共交通（広陵元気号）のあり方の見直し等を含めた新たなバス交通体系の構築・充実を図ります。

ウ 前期基本計画（計画期間 平成24年度から平成28年度）

《新たなバス交通体系の構築・充実》

- 地域公共交通活性化協議会の協議や計画等に基づき、路線バスや広陵元気号のあり方の見直し等を含めた新たなバス交通体系の構築を図るとともに、その検証・評価を行いながら、運行体制の充実を段階的に進めていきます。

表. 成果指標（ベンチマーク）

指標	単位	平成 22 年度 （実績）	平成 28 年度 （目標）
公共交通利用者数	人	2,038	10,000
路線バスの状況に関する町民の満足度	%	12.7	15.0
地域公共交通の状況に関する町民の満足度	%	7.7	15.0

② 都市計画マスタープラン

（計画期間 平成 25 年度から平成 34 年度）

ア 利便性の高い総合的な交通システムの構築

- ・近鉄田原本線については、輸送力の増強を関係機関に働きかけ、箸尾駅における利便性の向上に努めます。また、町内の各拠点、集落や市街地等の住宅地、馬見丘陵などの自然環境等の連携を強化する交通機関の確保や、駐車場等の交通施設の整備を促進するとともに、高齢者や障がい者など交通弱者の移動手段の確保など、利便性の高い総合的な交通システムの構築に努めます。

- 交通利便性の向上
- 公共交通機関の充実
- 交通弱者に対応した新たな交通手段の検討

③ 広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略

（計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度）

平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本町においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。将来の人口減少を抑制し、今後もまちの活力を維持し続けるため、5 ヵ年の基本目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめています。その中で、活力あふれるまちづくりを推進していくため、交通利便性の確保を重要な課題としてとらえており、戦略の基本目標の「活力あふれるまちづくり」を構成する施策の一つとして「道路・交通網の充実」を挙げています。その施策では、「町内における交通手段の充実要望を踏まえ、路線バスや公共交通（広陵元気号）のあり方の見直し等を含めた新たなバス交通体系の構築・充実を図る」ものとしており、次の K P I（重要業績評価指標）を設定しています。

表. K P I（重要業績評価指標）

K P I（重要業績評価指標）	実績	現状	目標
広陵町元気号利用者数（人）	2,038 （平成 22 年度）	24,670 （平成 26 年度）	27,000 （平成 31 年度）
路線バスの状況に関する町民の満足度（%）	12.7 （平成 22 年度）	16.0 （平成 27 年度）	20.0 （平成 31 年度）
地域公共交通の状況に関する町民の満足度（%）	7.7 （平成 22 年度）	14.8 （平成 27 年度）	20.0 （平成 31 年度）

④ 広陵町健康増進計画

(計画期間 平成 28 年度から平成 31 年度)

健康増進計画では、スマートウェルネスシティの推進を挙げており、町民がいつまでも「健幸」で「幸せ」を感じ、いきいきと輝き続けるまちとなるよう、ウェルネス（健幸：健やかで幸せに暮らせること）をまちづくりの中核に置き、生活の中で歩くことを重視したまちづくりを進めることを目指しています。町内の公共交通網を充実することによって、徒歩と公共交通を組み合わせた移動が可能となり、マイカー利用から公共交通への転換など、健康な町民生活の実現につながるものとなります。

⑤ 奈良県地域公共交通網形成計画

(計画期間 平成 28 年度から平成 32 年度)

県全体で効果的、効率的な地域公共交通ネットワークを構築する視点から、鉄道や路線バス、コミュニティバスなどに代表される公共交通だけでなく、様々な移動手段を幅広くとらえた計画です。更に、県民や来訪者に対して移動ニーズに応じた最適な移動手段が提供され、移動環境の向上が図られるよう、まちづくりなど他の行政分野との連携も図りながら、県が総合的かつ計画的に講ずるべき施策を定めたものです。